

忠岡町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 忠岡町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和62年度 (供用開始後 31年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 平成32年4月1日(一部適用予定)
処理区域内人口密度	5925.9人/km ²	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1(南大阪湾岸北部水みらいセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	供用開始当初より流域下水道に接続		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金有 従量制有(使用量により 8段階の料金設定)				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭と同じ				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	公衆浴場については、広く住民の利用があること、公衆衛生の機能を考慮し、従量料金(1㎡につき21円)のみで構成				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成28年度	2,489 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成28年度	3,193 円
	平成27年度	2,489 円		平成27年度	3,214 円
	平成26年度	2,489 円		平成26年度	3,209 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	課長 1人 主幹 1人 係員 2人
事業運営組織	忠岡町産業まちづくり部下水道課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	雨水ポンプ場の運転管理業務委託
	イ 指定管理者制度	実績なし
	ウ PPP・PFI	実績なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実績なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実績なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

本町は、供用開始当初から単独で汚水処理場を持たず流域での共同処理を行っているため汚水処理原価が低く抑えられています。これにより、経費回収率が100%を超えています。
下水道整備を始めたのが後発団体でありながら、普及率96.97%となっている。これは急激に下水道整備を進めた結果であります。そのため現在、企業債償還金が下水道経営を圧迫しています。
普及率が96.97%でありながら水洗化率が87.43%(平成28年度末)と伸び悩んでおります。少子高齢化や節水意識の向上による使用料収入の減少及び大口企業の進出も見込めない現状を勘案し、「安心・安全」な下水道事業を推進するためには、水洗化率の向上が大きな課題となっています。

2. 経営の基本方針

1. 計画策定の趣旨

下水道は、健康で安全・快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るための必要不可欠な施設であります。しかし、国・地方とも厳しい財政状況の中、少子高齢化や節水意識の高まりによる水需要の減少や管渠の老朽管対策など新たな課題に対応するため、今まで以上に経営努力を重ねて事業運営を行っていかねばなりません。

このような経営環境の中で、ライフラインとしての信頼性を確保し、「安全・安心」な下水道事業を行っていくために、経営戦略を策定するものです。

2. 下水道事業の現状と課題

本町の下水道事業は、昭和62年度から供用開始し、平成28年度末までに汚水整備面積278.51ha、管渠延長55.57kmの整備を行い96.97%となっております。下水道整備が後発団体でありながら普及率が高水準にあるのは、下水道整備を平成3年度から12年度にかけて集中的に進めてきたことによるものです。しかしながら、集中的に投資した期間の企業債償還金が下水道経営を圧迫する主要因となり、今後発生する老朽管の更新についても同時期に対応が求められることが懸念されております。

また、整備率が96.97%にもかかわらず水洗化率が87.43%と低迷していることも大きな課題となっております。

3. 今後の経営方針

企業債残高抑制のため、新規事業を精査し、新規企業債発行額を抑えてまいります。

水洗化率向上に向け、啓発活動に力を入れてまいります。

今後、発生する老朽管対策については、長寿命化計画を実施し施設の延命を図ることで更新費用の投資を控え、事業費の平準化に努めてまいります。

平成32年4月1日から公会計化することにより、よりわかりやすい経営状況の開示に努め、経営の健全化に注視してまいります。

管渠施設の修繕等維持管理については、可能な限り予防保全は行わず必要最小限の対応を行います。

効率的な事業運営のため、最小限度の職員数で運営してまいります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

1. 汚水整備について

本町の汚水整備率は、96.97%であり、汚水整備を2036年度概成を目指して進めています。

H3年度からH12年度に下水道整備を集中的に進めたため現在企業債の償還額が経営を圧迫しています。

今後は、投資額の平準化を計るため整備箇所を精査し、少しでも効率的な所に投資し、概成を目指します。

工事費は、汚水管の布設で毎年2,000万円を見込んで計画しています。

2. 老朽管対策について

管渠の更新については、布設後50年を経過した汚水管はありません。ストックマネジメント計画の中で計画的に老朽管対策を行ってまいります。

32～36年度で500万円を計上し、37年度から800万円を計上しました。

3. 法適化による公営企業会計への移行

本町は人口3万以下の町ではありますが、一部適用による公会計化を32年度に移行する予定であります。

公会計化することにより、下水道会計の見える化を進めてまいります。

平成29年度 733万円(固定資産の整理)

平成30年度 760万円(システム費用) 1,336万円(移行業務)

平成31年度 920万円(移行支援)

4. 投資の平準化について

建設改良費については、投資額が突出した年度がないように計画しております。

② 収支計画のうち財源についての説明

1. 財源の目標

財源については、国庫補助金や企業債を最大限に活用することにより住民負担の軽減及び負担の平準化を図ります。

2. 使用料収入

経費回収率の100%以上を維持してまいります。

人口減に対しては水洗化率の向上を目指し、啓発活動を強化することにより収入を維持できるものとして計上しています。

3. 企業債

企業債の償還が経営を圧迫している。企業債対策として工事箇所を精査することで大幅に企業債の新規発行額が低減されています。

償還額及び企業債残高については、年々減少の傾向にあります。

工事費を平準化することにより新規発行額を抑えてきました。この取り組みを継続するものとして費用を計上しています。

資本費平準化債については、制度改正により年々減額する見込みで計上しています。

4. 繰入金

本町の場合、汚水処理については流域で共同処理しており単独での処理場を有しておらず、汚水管についても布設から50年を経過していません。

雨水ポンプ場の長寿命化工事が喫緊の課題であり事業費も膨らんでいきます。

又、職員の業務量についても雨水事業に対するものが年々多くなることが見込まれていますが、繰入金については前年度を上回らないよう計上しました。

1.

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1. 職員給与費

職員数については、60歳定年による補充職員を平成30年度と32年度に見込んでいます。給与費抑制のため55歳昇給停止で計上しています。

2. 修繕費

維持管理費については、調査点検を実施し計画的にストックマネジメント計画の中で補修することとして経費を計上しました。

予防保全は極力控えることとして経費を計上しました。

3. 委託費

職員数を最小人数にするため、委託できるものは極力計上しています。

4. 動力費・薬品費

本町の場合、汚水については自然勾配で処理しているため、ポンプ施設等がなく動力費等は発生しません。

汚水処理については、流域で共同処理しており、単独の処理場を有していません。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	未普及対策については、引き続き投資の平準化に努めます。 老朽管対策については、ストックマネジメント計画の中で平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、経費回収率が大幅に低下する場合には、料金の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし。
職員給与費に関する事項	土木職の募集を行っているが採用には至っておりません。 計画的な採用を行うことにより、職員給与費の抑制に努めてまいります。
動力費に関する事項	流域での処理のため特になし。
薬品費に関する事項	流域での処理のため特になし。
修繕費に関する事項	調査・点検を実施し、維持管理費の抑制に努め、ストックマネジメント計画の中で対応するよう計画しました。
委託費に関する事項	職員数抑制ため外部委託できるものは、今後も外部委託してまいります。
その他の取組	特になし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	投資・財政計画については、実績額を見極めたうえで見直しが必要であると考えております。 経費回収率が大幅に低下し使用料の改定が必要となればその時点で見直しを行います。
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
		(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算見込)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	720,065	718,274	764,850	737,469	717,456	709,272	702,350	704,612	701,438	689,853	679,350	605,819		
		(1) 営 業 収 益 (B)	625,551	624,680	640,898	640,913	626,611	620,437	615,214	618,996	614,570	605,830	597,906	542,429	
		ア 料 金 収 入	355,376	355,443	350,587	358,332	361,580	361,580	361,580	361,580	361,580	361,580	361,580	361,580	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	270,175	269,237	290,311	282,581	265,031	258,857	253,634	257,416	252,990	244,250	236,326	180,849	
		(2) 営 業 外 収 益	94,514	93,594	123,952	96,556	90,845	88,835	87,136	85,616	86,868	84,023	81,444	63,390	
		ア 他 会 計 繰 入 金	88,068	87,524	94,589	92,193	86,482	84,472	82,773	81,253	82,505	79,660	77,081	59,027	
	イ そ の 他	6,446	6,070	29,363	4,363	4,363	4,363	4,363	4,363	4,363	4,363	4,363	4,363		
	2 総 費 用 (D)	336,164	321,365	336,595	308,381	285,584	270,746	255,951	249,522	228,942	217,484	207,903	200,740		
		(1) 営 業 費 用	158,878	161,187	189,663	178,844	171,511	171,882	171,564	179,316	171,934	171,589	171,934		
		ア 職 員 給 与 費	9,033	7,967	8,226	8,238	9,828	9,854	9,881	9,906	9,906	9,906	9,906		
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	149,845	153,220	181,437	170,606	161,683	162,028	161,683	169,410	162,028	161,683	161,683		
		(2) 営 業 外 費 用	177,286	160,178	146,932	129,537	114,073	98,864	84,387	70,206	57,008	45,895	36,314	28,806	
ア 支 払 利 息		177,286	160,178	146,932	129,537	114,073	98,864	84,387	70,206	57,008	45,895	36,314	28,806		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	2	3	467	50	50	50	50	50	50	50	50	50			
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	383,901	396,909	428,255	429,088	431,872	438,526	446,399	455,090	472,496	472,369	471,447	405,079			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	372,168	360,979	371,722	353,789	328,625	329,855	322,026	329,538	288,717	259,194	211,578	198,968		
		(1) 地 方 債	264,200	248,400	253,960	237,900	219,200	220,000	213,500	213,200	168,900	132,600	84,000	84,000	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	212,300	196,800	177,100	174,200	168,200	162,500	153,000	140,700	92,900	48,600			
		(2) 他 会 計 補 助 金	68,768	68,405	73,927	72,054	67,590	66,020	64,691	63,503	64,482	62,259	60,243	46,133	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	38,500	43,500	43,500	43,500	41,500	43,500	43,500	52,500	55,000	64,000	67,000	68,500	
	(6) 工 事 負 担 金	700	674	335	335	335	335	335	335	335	335	335	335		
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	756,064	757,881	770,405	782,877	760,497	768,381	768,425	784,628	761,213	731,563	683,025	604,047		
		(1) 建 設 改 良 費	118,530	115,446	129,994	135,408	110,154	115,499	118,740	139,930	146,090	163,217	169,346	172,459	
		ウ ち 職 員 給 与 費	25,432	15,971	19,782	20,580	11,326	12,171	12,412	12,602	12,762	12,889	13,018	13,131	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	637,534	642,435	640,411	647,469	650,343	652,882	649,685	644,698	615,123	568,346	513,679	431,588	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 383,896	△ 396,902	△ 398,683	△ 429,088	△ 431,872	△ 438,526	△ 446,399	△ 455,090	△ 472,496	△ 472,369	△ 471,447	△ 405,079			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	28年度 (決算)	29年度 (決算 見込)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	5	7	29,572									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)	29,584	29,579	29,572									
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 29,579	△ 29,572										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)	29,579	29,572										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	4.7	4.7										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	74.0	74.5	78.3	77.2	76.7	76.8	77.6	78.8	83.1	87.8	94.1	95.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)	29,579	29,572										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	625,551	624,680	640,898	640,913	626,611	620,437	615,214	618,996	614,570	605,830	597,906	542,429
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	4.7	4.7										
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	7,595,312	7,201,277	6,815,633	6,406,064	5,974,921	5,542,039	5,105,854	4,674,356	4,228,133	3,792,387	3,362,708	3,015,120

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	28年度 (決算)	29年度 (決算 見込)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	357,939	356,470	385,244	375,485	352,224	344,040	337,118	337,655	336,026	324,441	313,938	240,407
うち基準内繰入金	352,138	350,693	379,001	369,400	352,224	344,040	337,118	337,655	336,026	324,441	313,938	240,407
うち基準外繰入金	5,801	5,777	6,243	6,085								
資 本 的 収 支 分	68,768	68,405	73,927	72,054	67,590	66,020	64,691	63,503	64,482	62,259	60,243	46,133
うち基準内繰入金	67,277	66,922	72,325	70,492	67,590	66,020	64,691	63,503	64,482	62,259	60,243	46,133
うち基準外繰入金	1,491	1,483	1,602	1,562								
合 計	426,707	424,875	459,171	447,539	419,814	410,060	401,809	401,158	400,508	386,700	374,181	286,540